

# 平成30年度 太田市立綿打中学校「学校いじめ防止基本方針」

平成30年 9月改訂

## 第1. 目的（第2条・第13条）

いじめは、生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺といった重大な問題を引き起こす原因ともなる深刻な問題である。また、携帯電話やパソコン等を用いインターネットの掲示板等を悪用した「ネット上のいじめ」は、掲示板の管理者等の削除に向けた協力を得ることが困難な中、大きな広がりを見せ、社会問題となっている。

いじめは、学校が地域の方々や保護者と一丸になって未然防止や解決に向けて取り組むことが重要である。また、いじめの未然防止には、「いじめを絶対に許さない」という意識と態度を育てることが大切である。

本校におけるいじめ防止等の対策を、総合的かつ計画的に推進するために、「いじめ防止対策推進法」「群馬県いじめ防止基本方針」「太田市いじめ防止基本方針」等を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 第2. 学校の実態把握（第13条）

### 1 いじめの理解

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものを言う。

- (1) すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりえる」という認識をもつ必要がある。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。
- (2) いじめは人権侵害であることを様々な機会に生徒に投げかけ、「いじめを絶対に許さない」という気持ちを共有できる学校にする。
- (3) 常に、いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す姿勢を示す。いじめられる側にも問題があるという考えを決して許さない。
- (4) いじめる子どもに対しては、場面を逃さず毅然とした対応を行うとともに、いじめが人権侵害であることを繰り返し伝えるなど粘り強い働きかけを行う。
- (5) 保護者との信頼関係を構築し、地域や関係機関との連携協力を努める。

### 2 学校の実態

毎月1回実施している生活アンケートの結果から、ほとんどの生徒が「学校は楽しいと感じる」と答えている。しかしながら昨年度中には、「悪口を言われたりする」「無断で私物を使われる」といった事案もあり、学校として組織的迅速に対応したことがあった。また、ネット上でのトラブルも見られたが、速やかに対応し、現在は解決している。

今年度も、いじめの防止に向けて、教師の積極的な支援と、生徒の主体的な取り組み、また太田市教育委員会及び地域や関係機関等と連携した取り組みを一層推進していきたいと考える。

### 第3. いじめの防止の取組(未然防止)(第8条)

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子供たちの主体的ないじめ防止に向けた活動を推進する。

- (1) 望ましい人間関係や互いの良さ認め合う学級づくりを推進する。
- (2) 学校の教育活動全体を人権教育の視点から見直し、教育課程の質的な改善を図り、規範意識や集団の在り方等についての指導を充実させる。
- (3) 生徒会活動を活性化させ、子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりを行う。
- (4) 教職員が常に危機感をもち、いじめ問題への取組を計画的に行う。「学校生活に関するアンケート」を毎月実施し、結果を踏まえて迅速な対応を行う。
- (5) 学校生活での悩みの早期発見と対応を行うために、相談体制を充実させスクールカウンセラーや悩みごと相談員と連携して、組織的な対応を行う。
- (6) 「教職員の人権感覚チェックリスト」を活用し、教職員一人一人が自らの言動を振り返り、いじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (7) 校内研修でいじめに係る研修を実施する。
- (8) 地域や関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

#### 1. 授業改善に関する取組(第15条・第18条)

- (1) 校内研修を推進し、生徒が興味関心をもって取り組むことができる課題を設定し、意見交換をしながら学習できるようにする。
- (2) 「学び合い」の場면을授業中に設定し、互いの考えの良さを伝えたり理解したりしながら、より自分自身を高めることができるように授業改善を行う。
- (3) 授業を人権教育の視点で見直し、生徒が互いに協力したり励まし合ったりすることができるようにする。
- (4) 道徳の時間の指導を体験的な活動と結びつけ、実感をもって自他の良さを感じられる指導を推進する。

#### 2. 生徒の友人関係・集団づくり、社会性の育成等を目的とした取組(第15条)

- (1) 生徒が主体的に取り組むことができるように学校行事を工夫する。体育祭を団対抗で行い3年生がリーダーシップを発揮したり、1・2年生が自己の役割を自覚しながら協力したりできるようにするなど、人間関係や集団の中での協力関係をつくる力を高めていく。
- (2) 人権教育(集中指導)の全体計画や年間指導計画の活用、見直し、改善を通して、授業や学校行事等と人権教育との関連を図りながら指導ができるようにする。
- (3) 道徳の時間では、規範意識、友情、思いやり、寛容、誠実、公正公平、親切、勇気等、いじめの未然防止に関連した様々な道徳的価値について、生徒にじっくりと考えさせる。

#### 3. いじめに関する学習への取組(第15条)

- (1) 学級活動では、いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の方法等について話し合い、学級全体による集団決定や一人一人の自己決定を経て、いじめ防止へ向けた具体的な取組を実践できるようにする。
- (2) 生徒を中心とした主体的な話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題を自分たちで解決していこうとする自発的・自治的な態度を育てる。

#### 4. いじめをなくすための生徒会の取組（第15条）

- (1) 生徒会活動を充実させ、生徒が主体的にいじめの未然防止に向けた取組ができるようにする。
- ・あいさつ運動を一層充実させる。
  - ・生徒会による「いじめアンケート」を実施し、生徒がいじめ問題を主体的に考え、自主的ないじめ防止につながるような取組を推進する。
  - ・「ぐんまの子どもいじめ防止宣言」を踏まえ、いじめ防止スローガンや、いじめ防止宣言を決め、いじめ防止活動年間計画を作成し、学校全体として統一した取組を進める。

#### 5. 保護者や地域に対する啓発の取組（第15条）

- (1) 保護者や地域の方々に向け、学校の様子を積極的に発信する。
- ・学校だよりやHP、学年、学級だより、保健だより等を利用し、学校の様子を常に発信する。
  - ・区長会や民生児童委員との話し合いの場で、地域の区長、民生・児童委員等とも、生徒の様子について、定期的に情報交換をする。
  - ・保護者や地域の方々からも情報が得られやすくするように、日頃から連携を深められるようにする。
- (2) 関係機関との連携を一層充実させる。
- ・警察等の関係機関とは、未然防止の視点からも、常に連携を図り、情報交換を行う。

### 第4. 早期発見の取組（第8条）

いじめは、教職員や保護者の目の届きにくいところで発生している。学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める必要がある。

#### 1. 生徒の些細な変化に気付く取組（第16条・第18条）

- (1) 生徒との日常の交流を通じた早期発見を積極的に行う。
- ・生活ノートにおける関わりや、チャンス相談、休み時間や昼休み、放課後等の接する機会に、気になる生徒に積極的に働きかける。
- (2) 複数の教職員が関わり、いじめの早期発見に努める。
- ・多くの教職員が、様々な教育活動を通して生徒に係わることで、いじめの早期発見と未然防止ができるようにする。
  - ・廊下やトイレ、階段等の校内巡視、休み時間や昼休み、放課後の校内巡回等を適宜行う。
- (3) アンケート調査による早期発見
- ・「学校生活に関するアンケート（毎月）」を始めとするアンケート調査に計画的に取り組み、迅速に対応を行う。
- (4) いじめを訴えることの意義と手段を周知し、早期発見につとめる。
- ・いじめの訴えは、人権と命を守ることにつながる行為であることを日頃から指導する。
  - ・学校へのいじめの訴えや相談方法を、家庭や地域に周知する。
  - ・関係機関へのいじめの訴えや相談方法を、家庭や地域に周知する。
  - ・関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知する。
  - ・相談カード等を所持しているかを確認する。
- (5) 教育相談を通じた早期発見
- ・定期的な面談の実施や、生徒の希望で面談ができる体制を整える。
- (6) 保護者と連携した早期発見
- ・生活ノートや電話連絡、家庭訪問等で保護者との連携を図る。

(7) 地域と日常的に連携した早期発見

- ・学校だよりの回覧、ホームページの充実、地域行事等への参加、関係機関との情報共有等で地域との連携を図る。

## 2. 気付いた情報を確実に共有する取組（第16条）

(1) いじめの状況の報告・連絡・相談を確実に行う。

- ・いじめに係る情報は私見や憶測を交えず、客観的な事実と課題を速やかに校長・教頭に報告・連絡・相談することを徹底する。

(2) 管理職がいじめに係る情報を確実に把握できる組織体制づくりを行う。

担任や学年主任、部活動担当等が把握した、いじめをはじめとする生徒指導上の全ての情報について、生徒指導主事、教頭、学年主任等が連携し、最終的に校長及び教頭に確実に伝える必要があることを、日頃から教職員全員が自覚できるよう、生徒指導委員会等で繰り返し確認する。

(3) 定期的に情報交換する機会をつくる。

- ・生徒指導委員会（毎週1回）の開催
- ・教育相談部会の開催
- ・スクールカウンセラーだよりの発行
- ・学年会議の開催

## 3. 情報に基づき、速やかに対応する取組（第16条）

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応について教職員間で共通理解し、即時に対応できるようにする。

- ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確かな関わりをもてるようにする。いじめを確認した際には、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、校長、教頭、学年主任、生徒指導主事等に報告する。
- ・いじめを確認した場合、校長は、直ちに臨時の生徒指導委員会を招集し、情報を共有する。
- ・生徒指導委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・確認の結果いじめと判断された場合には、生徒指導主事が中心となり、いじめ一報を作成し、校長または教頭が報告をする。
- ・いじめが犯罪行為であることも踏まえ、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく太田警察署と相談して対処する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに太田警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 第5. いじめに対する措置（第8条・第23条）

### 1. いじめの発見から解決までの指導の流れ（第23条）

「太田市立綿打中学校 いじめ緊急対応緊急マニュアル」（別紙）を作成し、いじめの発見から対応に係る取組を教職員が把握できるように日頃から共通理解を図る。

### 2. いじめの被害者、その保護者への支援（第23条）

- (1) いじめられた生徒から、事実関係の聞き取りを行う。その際、いじめられている生徒を支援し守りとおす姿勢をつらぬき、当該生徒の安心感と自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱いには十分注意する。また、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- (2) 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- (3) いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- (4) いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりする。
- (5) 状況に応じ、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- (6) 少なくとも三ヶ月以上いじめが止んでおり、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認した上で、いじめが解消されたと判断する。
- (7) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

### 3. 加害生徒、その保護者への助言（第23条・第25条）

- (1) いじめに加害者として関わった生徒から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係を確認した後、学校は、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- (2) いじめに加害者として関わった生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等には十分に留意して以後の対応を行う。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。

### 4. いじめを見ていた生徒への働きかけ（第23条）

- (1) いじめを見ていた生徒に対しては、いじめを自分自身に関わる問題として捉えさせる。たとえば、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう意識を高める。
- (2) 学級会活動等を通して、いじめは絶対に許されない行為であることを、実感をもって意識で

きるようにする。

## 5. 関係機関との連携（第23条）

- (1) 重大事態として取り扱われるべきいじめについては、太田市教育委員会及び太田警察署等と連携して毅然とした態度で対処する。

## 第6. いじめ防止対策の組織〈生徒指導委員会〉（第8条・第22条）

### 1. 目的

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、生徒指導委員会等において情報を共有し、組織的に対応していく必要がある。なお、この生徒指導委員会は、医師、学校評議員、人権擁護委員等、外部の専門家等が参加して、重大な事態への対応の母体となるように、日頃から連携を深めておく。

### 2. 組織〈生徒指導委員会〉の構成

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年生徒指導担当・教育相談主任・養護教諭・スクールカウンセラー（随時）で構成する。

### 3. 役割

- ・いじめの未然防止に向けた取組に関すること
- ・いじめの早期発見のための取組に関すること
- ・いじめ事案に対する対応に関すること
- ・いじめに関する教職員研修、生徒向け講習会等に関すること
- ・週1回（水曜日 3校時）を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### 4. 役割に応じた対応

#### (1) 校長・教頭

- ・学校基本方針を提示し、組織的な対応ができるようにリーダーシップを発揮する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を高める働きかけを行う。
- ・学校だよりや Web ページ等で、学校のいじめ防止等の取組について情報発信する。

#### (2) 教務主任

- ・生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的な管理を行う。

#### (3) 生徒指導主事

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間で共通理解を図る。
- ・いじめ問題に関する情報収集と記録を行う。
- ・関係機関との連絡・調整を行う。
- ・生徒指導委員会を主催する。

#### (4) 学年生徒指導担当

- ・いじめに関する学年の状況報告、アンケートの集約等を行う。
- ・いじめ防止活動についての学年の取組を提案、報告する。

#### (5) 教育相談主任

- ・教育相談等の実施状況の報告を行う。

- ・気になる生徒への働きかけについて、対応の提案を行う。
- ・スクールカウンセラーと連携し、相談計画の提案等を行う。

#### (6) 養護教諭

- ・保健室における相談状況等の報告を行う。
- ・保健室の活用についての提案を行う。

#### (7) スクールカウンセラー

- ・加害・被害児童生徒や保護者への対応、学校の相談態勢等への評価及び提案を行う。

### 5. 年間計画の策定（PDCAのサイクルを含む）（第18条）

#### (1) いじめに関する研修

- ・年間に3回、いじめ問題対策研修会を実施する。

#### (2) 教育相談を計画的に実施する。

- ・生徒と担任との教育相談  
※教育相談主任が教務主任と協議して計画を立案する。
- ・担任とスクールカウンセラーとのコンサルテーション  
※教育相談主任がSCと協議して計画を立案する。

### 6. 教育相談部会

#### (1) 構成員

校長・教頭・教務主任・教育相談主任・学年教育相談担当・悩みごと相談員・養護教諭・生徒指導主事

スクールカウンセラー・特別支援教育コーディネーター

#### (2) 活動内容

- ・悩みや不登校の陰に潜むいじめの早期発見に関すること
- ・いじめ事案に対する具体的な対応に関すること
- ・生徒と担任との教育相談、担任とスクールカウンセラーの教育相談に関すること  
〈開催〉月1回 教育相談担当が計画を立案して設定する。

### 第7. インターネット上のいじめへの取組（第19条）

インターネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、生徒の情報モラルの向上に努める。また、「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反等、事案に応じて、警察等の専門機関と連携して対応していく。

#### 1. いじめ防止の取組(未然防止)

##### (1) 情報モラル教育の推進

- ・情報モラル教育を推進するにあたっては、インターネット等を通じて、他人や社会とよりよい関係を築けるよう、情報を正しく活用し的確な判断ができるように留意する。
- ・情報モラル教育の実践に当たっては、教育課程全体を情報モラル教育の視点で見直し、学習活動を具体化していく。
- ・インターネットを安全かつ効果的に利用するために、次の4つのメディアリテラシーを身に付けられるように、各教科等で計画的に指導に取り組む。  
①判断力・・・利用するサイトが安全か、危険かを判断する力

- ②自制力・・・どんなサイトか見てみたい、試してみたいという気持ちに負けない力
- ③責任能力・・・インターネット上での自分の言動に責任を持つ力
- ④想像力・・・未然に危険を予想・予測したり、相手を傷つけていないかを考えたりする力

## (2) 講習会等の活用

- ・年度1回、外部講師を活用した、生徒向けの情報モラル講演会や、PTA向けの情報モラル研修会を実施する。生徒指導委員会、PTA本部役員会で計画の立案を行う。

## 2. 早期発見の取組

- (1) いじめによる被害の拡大を避けるため、ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに警察署に連絡を行う。
- (2) 警察署や関係機関の取組についても保護者や生徒に周知する。

## 3. いじめに対する措置

第5 いじめに対する措置 に同じ

## 第8. 重大事態への対処（第28条）

### 1. 重大事態の認識

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかにその旨を、太田市教育委員会に報告する。

〈重大事態〉

1. いじめによる児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）
  2. いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、一定期間欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手）
- ※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと認識して報告・調査等に当たるものとする。

### 2. 組織としての対応（調査・報告等）

- (1) 太田市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

〈構成員〉生徒指導委員会を母体とし、事態の性質に応じて、適切な専門家を加える。

※衛生管理医・学校評議委員代表(区長会長)・人権擁護委員等

- (2) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ・太田市教育委員会の指導及び支援を得て行うものとする。
- ・いじめの被害を受けた生徒からの聞き取りが可能な場合には、いじめの被害を受けた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ・いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合には、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- ・調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。